

公益財団法人安川電機育英会 奨学金給付規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 公益財団法人安川電機育英会（以下、「この法人」という。）定款第4条第1項第2号の規定に基づき本規程を定める。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の給付奨学生（以下、「奨学生」という。）は、この法人が次の2項いずれにも該当すると認める者の中から決定する。

1. この法人が募集要項に定める大学又は大学院の理工系に在学し、学業、資質ともに優秀である者
2. 学費の支出が困難と認められる者

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は次のとおりとする。

1. 大学奨学生
2. 大学院奨学生（修士または博士課程）

(奨学生の員数)

第4条 奨学生の員数は、前条に定める大学奨学生、大学院奨学生ともに各学年5名を上限とする。

(奨学金の給付額及び給付期間)

第5条 奨学生への奨学金の給付額は月額 50,000 円とし、給付期間は、給付開始時から奨学生の在学する大学又は大学院（修士または博士課程）の正規の修学期間を修了する時までとする。

(奨学金の併用)

第6条 奨学生について、別に、日本学生支援機構（JASSO）、自治体、公的団体などからの奨学金（給付型、貸与型を問わない）、または、入学した大学の授業料免除等の学内の奨学金を受けることをさまたげない。

但し、別に、他の民間企業・団体の奨学金を受けることは認めない。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(大学奨学生願書の提出)

第7条 大学奨学生志望者は、この法人所定の奨学生願書に次の書類を添えて、在学高等学

校を通じて、この法人の理事長に提出するものとする。

- (1) 在学学校長の推薦書
- (2) 調査書（高等学校在学中の第1学年、第2学年の成績証明書）
- (3) 住民票（本人及び願書記載の家族全員）
- (4) 申請者情報及び身元保証書
- (5) 大学奨学生志望者の属する家族等のうち主として家計を支える者の源泉徴収票等
- (6) 個人情報の取扱に関する同意書

（大学院奨学生願書の提出）

第8条 大学院奨学生志望者は、この法人所定の奨学生願書に次の書類を添えて、本人が理事長に提出するものとする。

- (1) 在学証明書
- (2) 申請者情報及び身元保証書
- (3) 個人情報の取扱に関する同意書

（奨学生の採用）

第9条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が内定し、大学奨学生志望者へは在学高等学校を経由して志望者へ、大学院奨学生希望者へは直接志望者に結果を通知する。

2. 奨学生内定者は、募集要項に定める大学または大学院に入学し、その在学証明書などを提出することにより、奨学生として採用される。

3. 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書をこの法人あてに提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第10条 奨学金は、2ヶ月毎の所定の日に交付するものとする。但し、特別の事情があるときは、2ヶ月分を超える部分を合算し交付することができる。

2. 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

（奨学金領収証の提出）

第11条 奨学金の交付を受けた奨学生は、当該年度の交付額の総額を記載した奨学金受領書を当該年度末日までにこの法人の理事長へ提出しなければならない。

但し、奨学金の交付を本人が指定する金融機関の口座へ直接振込む場合は、振込明細書をもって奨学金受領書に代えることができる。

（学業成績及び生活状況の報告）

第12条 奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を理事長に提出しなければならない。

（異動の届出）

第13条 奨学生は、次の各号のいずれかに至った場合は、身元保証人と連署のうえ、直ちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 3ヶ月以上の長期欠席、休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 身元保証人を変更したとき。
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止及び停止)

第14条 奨学生が休学し、又は長期にわたり欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業又は素行などの状況に鑑み、この法人が必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止することができる。

(奨学金の復活)

第15条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者でも、その理由の事項が消滅し、在学学校長の証明を得て願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第16条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合には、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 卒業の見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 学業成績又は素行が不良となったと認められるとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたと認められるとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生としての適格性を喪失したと認められるとき。
- (5) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、奨学生として適切でない事実があったと認められるとき。

(奨学金の辞退)

第17条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

2. 前項の申し出があったときは、奨学金の交付を廃止する。

第3章 補則

(実施細目)

第18条 本規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 本規程は、この法人の定款変更日（2019年4月1日）から施行する。